

鹿児島工業高等専門学校ダイバーシティ推進委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、「独立行政法人 国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) 推進宣言 (令和6年5月8日策定)」及び「独立行政法人 国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) 行動計画 (平成23年9月12日策定)」に基づき、鹿児島工業高等専門学校におけるダイバーシティを推進するため、鹿児島工業高等専門学校ダイバーシティ推進委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I) 行動計画を推進するための施策に関すること
- (2) ダイバーシティの推進のために必要とされる教育・啓発活動
- (3) ダイバーシティの現状の自己評価及びその公表に関する事項
- (4) その他本校のダイバーシティの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長補佐 (ダイバーシティ推進担当)
- (2) 男女比及び職種等のバランスに配慮し、委員長が指名した教職員 若干名
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長補佐 (ダイバーシティ推進担当) をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規則（平成25年 4 月 1 日制定）は廃止する。